

教育認定（幼稚園）

【市内公立幼稚園】

【私立幼稚園（国基準）円】

園児の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	利用者負担額（月額）
1	生活保護世帯等	0 (0)	0 (0)
2	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0 (0)	3,000 (0)
3-1	所得割課税額 10,000 円以下	5,200 (2,100)	16,100 (7,550)
3-2	所得割課税額 77,100 円以下	6,300 (2,650)	16,100 (7,550)
4-1	所得割課税額 97,000 円未満	6,300	20,500
4-2	所得割課税額 211,200 円以下	6,300	20,500
5	所得割課税額 211,201 円以上	6,300	25,700

(多子軽減)
年齢制限撤廃
第2子 半額
第3子 無料

(ひとり親軽減)
年齢制限撤廃
第2子以降 無料

第3子以降無料

() 内はひとり親等の軽減が適用された場合の金額です。

* 税額控除の内、調整控除のみ適用します。(住宅借入金等特別税額控除などは適用しません。)

* 保育料(利用者負担)額の算定は、家計の主宰者が祖父母と認められる場合は、その祖父母も含めて算定しています。

* 保育料(利用者負担)額とは別に給食費・教材費及び諸費等(実費負担)が必要となります。

* 9月が保育料(利用者負担)額の切替時期になり、8月以前と9月以降で保育料(利用者負担)額が異なる場合があります。

裏面も必ずお読みください。
多子世帯軽減についての案内があります

こちらは裏面です。

*多子世帯軽減について

一般世帯

【階層区分】 (1)~(3-2)

生計を一にする児童のうち、年齢の高い児童から数えて 第2子は 半額 第3子以降は 無料

【階層区分】 (4-1)

①生計を一にする児童のうち、年齢の高い児童から数えて 第3子以降は 無料

②生計を一にし、幼稚園年少から小学校3年までの範囲内の児童のうち、年齢の高い児童から数えて 第2子は 半額

【階層区分】 (4-2)~(5)

生計を一にし、幼稚園年少から小学校3年までの範囲内の児童のうち、年齢の高い児童から数えて 第2子は 半額 第3子以降は 無料

ひとり親等軽減世帯

【階層区分】 (1)~(3-2)

生計を一にする児童のうち、年齢の高い児童から数えて 第2子以降は 無料

【階層区分】 (4-1)~(5)

一般世帯の該当階層を参照